

福岡県公報

平成30年3月30日
第3979号

目次

告示 (第282号 - 第322号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	7
○筑後広域公園芸術文化交流施設の利用料金の承認	(文化振興課)	7
○中央公園の利用料金の承認	(公園街路課)	8
○筑豊緑地の利用料金の承認	(公園街路課)	9
○筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課)	11
○廃川敷地等の発生	(河川課)	14
○津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定		

○道路の区域の変更	(港湾課)	14
○道路の区域の変更	(道路維持課)	15
○道路の供用の開始	(道路維持課)	16
○道路の区域の変更	(道路維持課)	16
○道路の供用の開始	(道路維持課)	16
○道路の区域の変更	(道路維持課)	16
○道路の供用の開始	(道路維持課)	17
○道路の区域の変更	(道路維持課)	17
○道路の区域の変更	(道路維持課)	17
○道路の供用の開始	(道路維持課)	17
○道路の区域の変更	(道路維持課)	17
○道路の区域の変更	(道路維持課)	17
○道路の区域の変更	(道路維持課)	17
○道路の区域の変更	(道路維持課)	18
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	18
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	18
○道路の区域の変更	(道路維持課)	19
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	19
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	19
○道路の区域の変更	(道路維持課)	19
○道路の区域の変更	(道路維持課)	20
○道路の供用の開始	(道路維持課)	20
○道路の区域の変更	(道路維持課)	20
○道路の供用の開始	(道路維持課)	21
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(市町村支援課)	21
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(工業保安課)	21
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(工業保安課)	21
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(水田農業振興課)	22
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	22
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	22
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	22

○漁港漁場整備法に基づく特定漁港漁場整備事業計画の縦覧 (水産振興課) ……………23	
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………23	
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………23	
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………23	
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………23	
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………24	
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………24	
○土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) ……………24	
○都市計画区域の指定 (都市計画課) ……………24	
○都市計画区域の変更 (都市計画課) ……………25	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………25	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………25	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………25	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………26	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………26	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………26	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………26	
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) ……………27	
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (公園街路課) ……………27	
○都市公園の区域の変更 (公園街路課) ……………27	
○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………27	
○福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設 等の利用料金の承認 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………30	
教育委員会	
○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことが できる個人情報及び開示の方法の一部改正 (教育庁総務課) ……………34	

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権 を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ……………34	
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を 有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万 に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合 算して得た数 (市町村支援課) ……………34	
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有す る者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………34	

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ……………35	
○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ……………38	
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の 開催 (警察本部生活保安課) ……………40	
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の 開催 (警察本部生活保安課) ……………40	
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………41	
○年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）の開催 (警察本部生活保安課) ……………41	

海区漁業調整委員会

○区画漁業の漁業計画に係る公聴会の開催 (漁業管理課) ……………42	
○区画漁業の漁業計画に係る公聴会の開催 (漁業管理課) ……………42	

雑 報

○西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………43	
○西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………43	
○西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………44	
○西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………44	
○西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………45	
○西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………45	

- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………46
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………47
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………47
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………48
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………48
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………49
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………49
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………50
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………51
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………51
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………52
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………52

告 示

福岡県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

福岡県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	唐 尾 広 川 線	前	みやま市瀬高町小田1064番1先から みやま市瀬高町小田3218番1先まで	6.8 ～ 38.8	1,027.1
			後	みやま市瀬高町小田3218番2先から みやま市瀬高町小田3218番1先まで	18.4 ～ 38.8	22.7

福岡県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	湯 辺 田 瀬 高 線	前	みやま市瀬高町廣瀬1009番1先から みやま市瀬高町小田229番2先まで	5.1 ～ 31.0	2,324.4	うち県道唐尾広川線重用延長537.8メートル
			前	みやま市瀬高町廣瀬1009番1先から みやま市瀬高町小田229番2先まで	8.8 ～ 36.9	2,476.0	うち県道唐尾広川線重用延長489.0メートル

			後	みやま市瀬高町 廣瀬1009番1先 から みやま市瀬高町 小田226番1先 まで	11.3 ～ 36.9	2,509.3	うち県道 唐尾広川 線 重用延長 22.7 メートル
--	--	--	---	---	-------------------	---------	---

福岡県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	飯 江 線 長 田 線	前	みやま市山川町 尾野1165番5先 から みやま市山川町 尾野1859番1先 まで	9.2 ～ 21.2	468.3	
			前	みやま市山川町 尾野1165番5先 から みやま市山川町 尾野1859番1先 まで	6.6 ～ 46.9	2,155.2	うち一般 国道443 号 重用延長 1,815.2 メートル
			後	みやま市山川町 尾野1165番5先 から みやま市山川町 尾野1859番1先 まで	9.2 ～ 38.8	468.3	

福岡県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	鐘ヶ江 酒 見 線 間	前	大川市大字三丸1042番4 先から 柳川市間118番1先まで	4.6 ～ 25.1	920.0
			前	大川市大字三丸1042番4 先から 柳川市間125番3先まで	9.7 ～ 14.6	848.0
			後	大川市大字三丸1042番4 先から 柳川市間125番3先まで	9.7 ～ 14.8	848.0

福岡県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江 酒 見 線 間	柳川市間134番5先から 柳川市間134番11先まで

福岡県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	新 田 西蒲池 線	前	柳川市間383番1先から 柳川市間118番1先まで	4.6 ～ 26.0	144.0	
			前	柳川市間383番1先から 柳川市間118番1先まで	4.6 ～ 42.1	237.0	うち県道大牟田川副線重用延長135メートル
			後	柳川市間383番1先から 柳川市間118番1先まで	4.6 ～ 42.1	237.0	うち県道大牟田川副線重用延長135メートル

福岡県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

南筑後	県道	本 町 新 田 線 大 川	前	大川市大字小保802番1先から 大川市大字向島2474番2先まで	5.1 ～ 10.8	554.7	
			前	大川市大字小保802番1先から 大川市大字向島2474番2先まで	7.7 ～ 29.0	1,078.2	うち県道若津港線重用延長365.9メートル、県道水田大川線重用延長271.0メートル
			後	大川市大字小保802番1先から 大川市大字向島2474番2先まで	7.7 ～ 29.0	1,078.2	うち県道若津港線重用延長365.9メートル、県道水田大川線重用延長271.0メートル

福岡県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	大川市大字下林550番1先から 久留米市城島町江上1412番3先まで	4.5 ～ 15.1	772.2

久留米 南筑後	県道	大 川 大 木 線	前	大川市大字下林550番1先 から 久留米市城島町江上1412 番3先まで	12.6 ～ 29.0	670.0
			後	大川市大字下林550番1先 から 久留米市城島町江上1412 番3先まで	12.6 ～ 29.0	

福岡県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	八 女 瀬 高 線	みやま市瀬高町上庄1152番1先から みやま市瀬高町上庄676番5先まで

福岡県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳 川 筑 後 線	柳川市三橋町柳河425番1先から 柳川市三橋町柳河104番1先まで

福岡県告示第293号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第284号）により指定した福岡農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 農業振興地域名
福岡地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第294号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第287号）により指定した久留米農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 農業振興地域名
久留米地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県朝倉農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狩野川-1	嘉穂郡桂川町土師（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
瀬戸(1)	嘉穂郡桂川町瀬戸（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
狩野川-1	嘉穂郡桂川町土師（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
瀬戸(1)	嘉穂郡桂川町瀬戸（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第297号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、筑後広域公園芸術文化交流施設の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
筑後広域公園芸術文化交流施設
- 2 位置
筑後市大字津島1131
- 3 利用料金の承認年月日
平成30年3月30日
- 4 利用料金

(1) 駐車場

区分	単 位		金 額
普通自動車	1台	2時間以内	無料
		2時間を超えると1時間ごとに	100円

(2) 本館施設及び別館施設

区分	単 位 ・ 金 額						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
大交流室	平日	9,750円	13,000円	13,000円	22,750円	26,000円	35,750円
	土・日・休日	11,700円	15,600円	15,600円	27,300円	31,200円	42,910円
教室・工房1	2,400円	3,200円	3,200円	5,610円	6,410円	8,820円	
教室・工房2	2,400円	3,200円	3,200円	5,610円	6,410円	8,820円	
教室・工房3	1,820円	2,420円	2,420円	4,240円	4,850円	6,670円	

教室・工房4	1,720円	2,300円	2,300円	4,030円	4,600円	6,330円
教室・工房5	3,270円	4,360円	4,360円	7,630円	8,720円	11,990円
教室・工房6	1,480円	1,970円	1,970円	3,450円	3,940円	5,430円
エントランスギャラリー	1,040円	1,390円	1,390円	2,440円	2,790円	3,840円
教室・工房A	3,540円	4,730円	4,730円	8,280円	9,460円	13,010円
教室・工房B	1,510円	2,010円	2,010円	3,520円	4,030円	5,540円
教室・工房C	1,690円	2,260円	2,260円	3,960円	4,520円	6,220円

備考

- この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とはこれらの日以外の日をいう。
- 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の額は、次のとおりとする。
 - 超過時間が正午から午後5時までの場合
超過時間1時間につき、午後1時から午後5時までの額の1時間当たりの額
 - 超過時間が午後5時から午後9時までの場合
超過時間1時間につき、午後6時から午後9時までの額の1時間当たりの額
超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
音響装置	大交流室	一式・1回 1,700円
	教室・工房3	一式・1回 1,130円

演台・花台	一式・1回	670円
司会者台	一式・1回	200円
ダイナミックマイクロホン	1本・1回	320円
ワイヤレスマイクロホン	1本・1回	900円
卓上型マイクスタンド	1本・1回	60円
床上型マイクスタンド	1本・1回	60円
ビデオプロジェクター	一式・1回	930円
移動式スピーカー	一式・1回	460円
移動式スクリーン	一式・1回	600円
テレビモニター	一式・1回	670円
電気ろくろ	一式・1回	1,310円
電気窯	本焼	1台・1回 4,150円
	素焼	1台・1回 2,600円

備考

- この表に掲げる設備（電気窯を除く。）の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。

福岡県告示第298号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
中央公園

2 位置
北九州市小倉北区、八幡東区、戸畑区

3 利用料金の承認年月日
平成30年3月30日

4 利用料金
野球場

単 位	金 額
2時間以内	480円

備考 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

福岡県告示第299号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。
平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 名称
筑豊緑地

2 位置
飯塚市仁保、鹿毛馬

3 利用料金の承認年月日
平成30年3月30日

4 利用料金
(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	2,660円

備考

1 競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就

学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	4,710円
スコアボード	1回	1,350円
放送設備	1回	2,480円

(2) 庭球場

単 位		金 額	
庭 球 場	1面2時間以内	660円	
練 習 場	一 般	1回1時間以内	140円
	学 生	1回1時間以内	80円

備考

1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	530円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 多目的広場

単 位		金 額	
球技場	全面	2時間以内	3,070円
	半面		1,530円

ソフトボール場	一面	2時間以内	610円
---------	----	-------	------

備考

- 1 競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
多目的広場の照明	球技場	全点灯	30分以内 2,050円
		半点灯	1,020円
	ソフトボール場		30分以内 820円

(4) 研修室

単 位	金 額
1時間	360円

(5) プール等

イ 占用使用の場合

区 分		単 位	金 額
プール	夏季期間（屋内プール）	午前9時から正午まで	20,450円
		午後1時から午後5時まで	27,270円
		午後6時から午後9時まで	24,550円
		午前9時から午後5時まで	47,730円
		午後1時から午後9時まで	51,820円
		午前9時から午後9時まで	72,280円
	夏季期間（屋外プール）	午前9時から正午まで	23,380円
		午後1時から午後5時まで	31,170円
		午前9時から午後5時まで	54,550円
		午前9時から正午まで	30,700円
		午後1時から午後5時まで	40,930円

温水期間（屋内プール）	午後6時から午後9時まで	36,840円
	午前9時から午後5時まで	71,640円
	午後1時から午後9時まで	77,780円
	午前9時から午後9時まで	108,480円
トレーニング室	午前9時から正午まで	9,260円
	午後1時から午後5時まで	12,340円
	午後6時から午後9時まで	11,110円
	午前9時から午後5時まで	21,600円
	午後1時から午後9時まで	23,460円
	午前9時から午後9時まで	32,720円

ロ 個人使用の場合

区 分		単 位	金 額	
プール	夏季期間（屋内プール・屋外プール）	2時間	一般	350円
			生徒	200円
			児童（屋内プールのみ）	150円
		2時間を超えると き30分ごとに	一般	90円
			生徒	50円
			児童（屋内プールのみ）	40円
	温水期間（屋内プール）	2時間	一般	510円
			生徒	300円
			児童	200円
		2時間を超えると き30分ごとに	一般	130円
			生徒	80円
			児童	50円
トレーニング室	2時間	一般	350円	
		小学生・生徒	180円	
	2時間を超えると き1時間ごとに	一般	180円	
		小学生・生徒	90円	

備考

- 1 この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 2 この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- 3 この表において「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 5 占有使用の場合、競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずるものである場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 6 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 7 プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。
- 8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。
- 9 次の者は、無料とする。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 障がい者
 - （ア）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害

者手帳の交付を受けている者

- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1回	2,480円
コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,350円
移動式電光掲示板	1回	6,700円

福岡県告示第300号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称

筑後広域公園

2 位置

筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内

3 利用料金の承認年月日

平成30年3月30日

4 利用料金

(1) 庭球場

単 位		金 額
庭 球 場	1面2時間以内	660円

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	530円

(2) 多目的広場

単 位		金 額	
多目的運動場	全面	2時間以内	3,070円
	片面		1,530円
多目的広場	全面	2時間以内	610円
	片面		300円

備考

- 1 競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額	
多目的運動場の照明	全点灯	30分以内	2,350円
	内野点灯		1,230円
	外野点灯		1,430円

(3) 研修室

単 位	施設名	金 額
1時間	管理宿泊棟を除く	360円
	管理宿泊棟	2,050円

備考

管理宿泊棟の研修室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、1,020円とする。

(4) 体育館

イ 占用使用の場合

区 分	単 位 ・ 金 額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	3,650円	4,860円	6,080円	8,520円	10,950円	14,600円

ロ 個人使用の場合

単 位	金 額	
2時間	一般	230円
	小学生・生徒	100円
2時間を超えると1時間ごとに	一般	120円
	小学生・生徒	50円

備考

- 1 この表において「占用使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 2 この表において「小学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者をいう。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占用使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 4 占用使用の場合、利用者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学して

いる者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 5 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 6 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分の額に、使用する電気の実費に相当する額を加算する。
- 7 アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で占用使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。
- 8 次の者は、無料とする。

(1) 65歳以上の者

(2) 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障がい者

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

9 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
-----	-----	-----

温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(5) 宿泊施設

イ 一般利用の場合

区 分	単 位 ・ 金 額	
	1人利用	2人以上利用
Sタイプ	8,610円	7,530円
Aタイプ	6,460円	5,380円
Bタイプ	5,380円	4,300円
Cタイプ	4,300円	

ロ 合宿利用の場合

単 位	金 額
1人	1,640円

備考

- この表において「Sタイプ」、「Aタイプ」、「Bタイプ」又は「Cタイプ」とは、それぞれ14畳以上の部屋、10畳部屋、8畳部屋又は6畳部屋のことをいう。
- この表において「合宿利用」とは、8名以上が同時に備考1に規定する部屋以外の部屋を利用して宿泊する形態のことをいう。
- この表中の金額は、いずれも1泊、1人当たりの料金とする。
- 表中の料金には、食事は含まない。
- 表中の料金には、浴場利用料を含む。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
浴場	1人・1回	510円

(6) ドッグラン

単 位	金 額
犬1頭につき1回	200円

備考 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、10回分に相当する額とする。

福岡県告示第301号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州市県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
竹馬川水系竹馬川
- 廃川敷地等生じた年月日
平成30年3月30日
- 廃川敷地等の位置
北九州市小倉南区下曾根二丁目3900番3
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
38㎡

福岡県告示第302号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 津波災害警戒区域

市町	大字等	平面図
新宮町	大字下府、大字新宮、大字湊及び大字相島	次の図のとおり

古賀市	久保、古賀、天神六丁目及び鹿部	次の図のとおり
福津市	勝浦、宮司浜四丁目、津屋崎、津屋崎一丁目、津屋崎三丁目、津屋崎四丁目、津屋崎五丁目、渡、花見が浜三丁目、西福岡三丁目及び西福岡四丁目	次の図のとおり
宗像市	上八、地島、大島、江口、牟田尻、田野、神湊及び鐘崎	次の図のとおり
岡垣町	大字三吉、大字内浦、大字原、大字吉木、大字手野、大字波津、大字糠塚及び大字黒山	次の図のとおり
芦屋町	大字山鹿、大字芦屋及び西浜町	次の図のとおり
遠賀町	大字島津、大字広渡及び大字若松	次の図のとおり
北九州市	小倉南区下吉田一丁目、小倉南区下吉田二丁目、小倉南区下吉田三丁目、小倉南区下曾根二丁目、小倉南区葛原元町一丁目、小倉南区葛原元町二丁目、小倉南区葛原元町三丁目、小倉南区葛原東三丁目、小倉南区葛原東四丁目、小倉南区葛原東五丁目、小倉南区葛原東六丁目、小倉南区朽網西一丁目、小倉南区朽網東二丁目、小倉南区朽網東六丁目、小倉南区沼南町一丁目、小倉南区沼南町二丁目、小倉南区沼南町三丁目、小倉南区沼本町一丁目、小倉南区沼本町四丁目、小倉南区上曾根一丁目、小倉南区上曾根二丁目、小倉南区上曾根四丁目、小倉南区上曾根新町、小倉南区新曾根、小倉南区曾根新田南一丁目、小倉南区曾根新田南二丁目、小倉南区曾根新田南三丁目、小倉南区曾根新田南四丁目、小倉南区曾根新田北一丁目、小倉南区曾根新田北二丁目、小倉南区曾根新田北三丁目、小倉南区曾根新田北四丁目、小倉南区曾根新田北五丁目、小倉南区曾根新田北六丁目、小倉南区曾根新田北七丁目、小倉南区曾根北町、小倉南区大字吉田、小倉南区大字朽網、小倉南区大字曾根、小倉南区大字曾根新田、小倉南区中吉田二丁目、小倉南区中吉田四丁目、小倉南区中曾根新町、小倉南区中曾根東一丁目、小倉南区中曾根東二丁目、小倉南区中曾根東三丁目、小倉南区中曾根東四丁目、小倉南区中曾根東五丁目、小倉南区中曾根東六丁目、小倉南区長野二丁目、小倉南区長野三丁目、小倉北区許斐町、小倉北区高浜一丁目、小倉北区高浜二丁目、小倉北区城内、小倉北区親和町、小倉北区西港町、小倉北区浅野二丁目、小倉北区浅野三丁目、小倉北区船頭町、小倉北区大字馬島、小	次の図のとおり

倉北区大字藍島、小倉北区中井浜、小倉北区中島一丁目、小倉北区長浜町、小倉北区東港一丁目、小倉北区東港二丁目、小倉北区日明一丁目、小倉北区馬借一丁目、小倉北区馬借二丁目、小倉北区平松町、小倉北区末広一丁目、小倉北区末広二丁目、八幡西区御開一丁目、八幡西区御開三丁目、八幡西区御開四丁目、八幡西区御開五丁目、八幡西区陣原四丁目、八幡西区大字則松、八幡西区大字本城、八幡西区中須一丁目、八幡西区本城東一丁目、八幡西区本城東四丁目、八幡西区本城東五丁目、八幡西区夕原町、門司区吉志一丁目、門司区吉志二丁目、門司区旧門司一丁目、門司区旧門司二丁目、門司区恒見町、門司区港町、門司区小森江一丁目、門司区松原二丁目、門司区新門司一丁目、門司区新門司二丁目、門司区新門司北一丁目、門司区西海岸一丁目、門司区西海岸二丁目、門司区西海岸三丁目、門司区太刀浦海岸、門司区大字伊川、門司区大字猿喰、門司区大字喜多久、門司区大字恒見、門司区大字今津、門司区大字大積、門司区大字田野浦、門司区大字白野江、門司区大字畑、門司区大字柄杓田、門司区大里元町、門司区大里本町一丁目、門司区大里本町二丁目、門司区大里本町三丁目、門司区東港町、門司区白野江二丁目、門司区白野江三丁目、門司区浜町、門司区片上海岸、若松区久岐の浜、若松区響町一丁目、若松区響町三丁目、若松区向洋町、若松区桜町、若松区赤岩町、若松区大字安屋、若松区大字安瀬、若松区大字乙丸、若松区大字小竹、若松区大字頓田、若松区大字有毛、若松区藤ノ木三丁目、若松区南二島三丁目、若松区南二島四丁目、若松区南二島五丁目、若松区二島六丁目、若松区浜町一丁目、若松区北浜一丁目、若松区北浜二丁目、若松区北湊町、若松区本町一丁目、若松区本町二丁目、若松区柳崎町及び戸畑区大字中原

荻田町

大字与原、大字二崎、大字尾倉、大字荻田、富久町二丁目、幸町、新浜町、殿川町、港町、磯浜町一丁目、磯浜町二丁目、長浜町、鳥越町、松原町、大字浜町、大字南原、大字下新津及び大字新津

次の図のとおり

行橋市

北泉一丁目、北泉二丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、大字今井、大字元永、大字松原、大字沓尾、大字稲童、大字養島、大字金屋、大字長井、大橋一丁目、大橋二丁目、東大橋一丁目、東大橋二丁目、東大橋三丁目、東大橋四丁目、東大橋五丁目、東大

次の図のとおり

	橋六丁目、行事一丁目、行事二丁目及び行事三丁目	
築上町	大字上り松、大字宇留津、大字有安、大字椎田、大字湊、大字石堂、大字西八田及び大字高塚	次の図のとおり
豊前市	大字三毛門、大字八屋、大字四郎丸、大字宇島、大字松江、大字沓川及び大字畠中	次の図のとおり
吉富町	大字小犬丸、大字小祝、大字広津及び大字直江	次の図のとおり
大川市	大字一木、大字向島、大字大野島、大字小保、大字新田、大字榎津及び大字紅粉屋	次の図のとおり
柳川市	七ツ家、上宮永町、下宮永町、久々原、佃町、南浜武、古賀、吉原、吉富町、大浜町、弥四郎町、昭南町、有明町、橋本町、沖端町、田脇、矢留本町、矢留町、筑紫町、西浜武及び間	次の図のとおり
みやま市	高田町下楠田、高田町北新開、高田町南新開、高田町徳島、高田町昭和開、高田町永治、高田町江浦、高田町江浦町、高田町濃施及び高田町黒崎開	次の図のとおり
大牟田市	初島、四山町、大字倉永、天領町二丁目、新港町及び昭和開	次の図のとおり

2 基準水位

次の図のとおり

(次の図は、省略し、その図面を福岡県県土整備部港湾課、福岡県土整備事務所及び同前原支所、南筑後県土整備事務所及び同柳川支所、京築県土整備事務所及び同行橋支所、荻田港務所、北九州県土整備事務所及び同宗像支所並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	後川内 黒 木 線	前	八女市黒木町笠原11546番1先から 八女市黒木町笠原11544番2先まで	3.4 ～ 4.9	34.6
			後	八女市黒木町笠原11546番1先から 八女市黒木町笠原11544番2先まで	3.4 ～ 9.7	34.6

福岡県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	後川内 黒 木 線	八女市黒木町笠原11546番1先から 八女市黒木町笠原11544番2先まで

福岡県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	後川内 黒 木 線	前	八女市黒木町笠原8873番先から 八女市黒木町笠原8870番1先まで	7.0 ～ 9.0	62.1
			後	八女市黒木町笠原8873番先から 八女市黒木町笠原8870番1先まで	7.0 ～ 15.9	62.1

福岡県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	後川内 黒 木 線	八女市黒木町笠原8873番先から 八女市黒木町笠原8870番1先まで

福岡県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	浮 羽 線 石川内	前	八女市矢部村北矢部2032番1先から 八女市矢部村北矢部2031番1先まで	4.1 ～ 5.0	64.7
			後	八女市矢部村北矢部2032番1先から 八女市矢部村北矢部2031番1先まで	5.0 ～ 6.6	64.7

福岡県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	浮 羽 線 石川内	八女市矢部村北矢部2032番1先から 八女市矢部村北矢部2031番1先まで

福岡県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	町川原 赤 間 線	前	古賀市筵内1071番1先から 古賀市筵内1064番1先まで	12.0 ～ 35.0	240.0
			後	古賀市新原1071番1先から 古賀市筵内1064番1先まで	12.0 ～ 34.5	240.0

福岡県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	町川原 赤 間 線	古賀市新原1071番1先から 古賀市筵内1064番1先まで

福岡県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	211号	前	飯塚市鶴三緒1590番1先 から 飯塚市鶴三緒1555番1先 まで	9.7 ～ 26.5	247.4
			後	飯塚市鶴三緒1590番1先 から 飯塚市鶴三緒1555番1先 まで	9.7 ～ 22.7	247.4

福岡県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	211号	飯塚市鶴三緒1590番1先から 飯塚市鶴三緒1555番1先まで

福岡県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年9月福岡県告示第746号久留米都市計画道路事業3・4・11号東櫛原町本町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

久留米市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画道路事業 3・4・19-11号 東櫛原町本町線

久留米小郡都市計画道路事業 3・3・19-2号 千歳橋湯納楚線

3 事業施行期間

平成27年9月15日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年9月福岡県告示第746号の事業地に天神町字四丁目及び字五丁目を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年8月10日福岡県告示第1414号久留米都市計画道路事業3・4・11号東櫛原町本町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

久留米市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画道路事業 3・4・19-11号 東櫛原町本町線

3 事業施行期間

平成24年8月10日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年8月福岡県告示第1414号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成24年8月10日福岡県告示第1414号の事業地に同じ

福岡県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	本郷 基山線 停車場	前	小郡市力武1095番1先から 小郡市三沢726番1先まで	3.7 ～ 11.0	2453.0
			前	小郡市力武1095番1先から 小郡市三沢726番1先まで	14.8 ～ 53.5	2274.0
			後	小郡市力武1095番1先から 小郡市三沢726番1先まで	14.8 ～ 50.1	2274.0

福岡県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和44年12月22日農林省告示第1998号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年6月24日農林省告示第917号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	一般国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1332番38先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	8.0 ～ 73.0	1,399.5
			前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0

福岡県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	県道	行橋線 添田線	前	行橋市大字大野井658番10先から 行橋市大字大野井647番1先まで	12.7 ～ 31.0	195.5

			後	行橋市大字大野井658番10先から 行橋市大字大野井647番1先まで	12.7 ～ 31.3	195.5
--	--	--	---	---------------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	行橋線 添田線	行橋市大字大野井658番10先から 行橋市大字大野井647番1先まで

福岡県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	行橋市大字中川200番1先から 行橋市西宮市三丁目104番1先まで	4.0 ～ 40.0	1,994.0

京築	県道	大久保 行橋線	前	行橋市大字中川200番1先 から 行橋市大字大野井657番17 先まで	4.0 ～ 56.0	1,776.0
			後	行橋市大字中川200番1先 から 行橋市西宮市三丁目104番 1先まで	4.0 ～ 40.0	1,994.0
			後	行橋市大字中川200番1先 から 行橋市大字大野井657番17 先まで	4.0 ～ 53.0	1,776.0

福岡県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	大久保 行橋線	行橋市大字大野井629番1先から 行橋市大字大野井657番17先まで

公告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県住民基本台帳法施行細則（平成14年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興都市町村支援課に備え置きます。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成30年福岡県条例第10号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったほか、用語の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年3月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「採石法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部工業保安課に備え置きます。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の制定により採石法（昭和25年法律第291号）の一部が改正されたこと等に伴い、当然必要とされる規定の整理及び用語の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例で定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行日

平成30年3月16日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで「砂利採取法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部工業保安課に備え置きます。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の制定により砂利採取法（昭和43年法律第74号）の一部が改正されたことに伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例で定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行日

平成30年3月16日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見募集手続を実施しないで福岡県主要農作物指定種子生産ほ場等ほ場審査及び生産物審査規則（昭和28年福岡県規則第70号）の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

主要農作物種子法を廃止する法律（平成29年法律第20号）の制定による主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の廃止に伴い、同法第4条の規定に基づく規則を廃止するものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年3月30日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小郡市	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	三沢・横隈の各一部	平成30年3月19日
田川郡糸田町	平成26年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	上糸田・南糸田の各一部	平成30年3月19日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
行橋市	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	西宮市五丁目の一部	平成30年3月19日
みやま市	平成26年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町上庄の一部	平成30年3月19日

公告

合河東部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住所
平田 精三郎	豊前市大字上川底1230番地1

公告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、福岡県有明地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により公告する。

その事業計画の案は、平成30年3月30日から同年4月19日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区	平成30年3月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ

り福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

都市計画図基図の更新

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市の一部	平成30年3月16日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により久留米市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市、朝倉市、うきは市、筑前町	平成30年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により朝倉市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市、朝倉市、うきは市、筑前町	平成30年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によりうきは市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市、朝倉市、うきは市、筑前町	平成30年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により筑前町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市、朝倉市、うきは市、筑前町	平成30年2月28日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、古賀市高田土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

古賀市高田土地区画整理組合

2 事務所の所在地

古賀市久保1197番地

3 設立認可の年月日

平成27年3月27日

4 解散認可の年月日

平成30年3月9日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定に基づき、田主丸都市計画区域を指定するので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画区域の名称

田主丸都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

久留米市田主丸町秋成、田主丸町朝森、田主丸町石垣、田主丸町以真恵、田主丸町恵利、田主丸町上原、田主丸町志塚島、田主丸町菅原、田主丸町鷹取、田主丸町竹野、田主丸町田主丸、田主丸町地徳、田主丸町常盤、田主丸町豊城、田主丸町中尾、田主丸町長栖、田主丸町野田、田主丸町殖木、田主丸町船越、田主丸町牧、田主丸町益生田、田主丸町森部、田主丸町八幡及び田主丸町吉本の全部

3 指定の日

平成30年3月30日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画区域の名称

筑後中央広域都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

現行の筑後中央広域都市計画区域及び次の(1)に掲げる土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

久留米市城島町青木島、城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上、城島町江上上、城島町江上本、城島町江島、城島町大依、城島町上青木、城島町下青木、城島町下田、城島町城島、城島町四郎丸、城島町檜津、城島町西青木、城島町浜、城島町原中牟田及び城島町六町原の全部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町濃施字向田142番5、142番9、146番1から146番7まで及び1210番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

みやま市高田町濃施231-2

三和不動産 伊東 和徳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字田隈字前田452番1から452番12まで及び452番16から452番19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市長田町32番地の1

三池生コンクリート工業株式会社

代表取締役 本田 邦昭

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字阿恵字志賀田245番1、245番4及び246番6から246番9まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字阿恵210番地1

池田 敏明

糟屋郡粕屋町大字阿恵304番地

合同会社I・M・T 代表取締役 田郷 一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町長者原東五丁目101番2から101番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東三丁目14番18号

九州八重洲株式会社

代表取締役 吉川 悟

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市富字長浦683番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区横浜二丁目2番15-207号

谷山 大輔

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字長尾496番1、496番3から496番6まで及び518番1から518番4まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市

代表者 行橋市長 田中 純

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大橋二丁目490番1及び490番3から490番23まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市下白水南五丁目118番1、126番及び127番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市上白水七丁目146番地
八尋 千鶴

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の制定による建築基準法等の一部改正に伴い、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
平成30年3月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県都市公園条例施行規則（昭和52年福岡県規則第27号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
福岡県教育庁組織規則（平成30年福岡県教育委員会規則第1号）の制定に伴い、当然必要とされる用語の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
平成30年3月30日

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
筑後広域公園
- 2 位置
筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内
- 3 区域
別図面のとおりに（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 4 区域変更の期日
平成30年4月1日

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定

に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立スポーツ科学情報センター

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号

3 利用料金の承認年月日

平成30年3月30日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

種類	単位	区分	料金(1人)
アリーナ	2時間	一般	310円
		児童生徒	150円
トレーニング室	2時間	一般	360円
		児童生徒	180円
クライミングウォール	2時間	一般	300円
		児童生徒	150円
ボルダリングウォール	2時間	一般	300円
		児童生徒	150円

(2) 占用使用の場合

種類	時間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	9時から12時まで	8,460円	25,400円	110,070円
	13時から17時まで	11,280円	33,870円	146,770円
	18時から21時まで	10,660円	31,980円	138,610円

	9時から17時まで	19,750円	59,270円	256,850円
	13時から21時まで	21,950円	65,850円	285,390円
	9時から21時まで	30,420円	91,260円	395,470円
サブアリーナ	9時から12時まで	4,070円	12,230円	53,000円
	13時から17時まで	5,430円	16,300円	70,660円
	18時から21時まで	5,120円	15,360円	66,590円
	9時から17時まで	9,510円	28,530円	123,670円
	13時から21時まで	10,550円	31,670円	137,260円
	9時から21時まで	14,630円	43,900円	190,260円
多目的アリーナ	9時から12時まで	3,760円	11,280円	48,920円
	13時から17時まで	5,010円	15,050円	65,230円
	18時から21時まで	4,700円	14,110円	61,150円
	9時から17時まで	8,780円	26,340円	114,150円
	13時から21時まで	9,720円	29,160円	126,380円
	9時から21時まで	13,480円	40,450円	175,310円
	クライミングウォール	9時から12時まで	2,760円	8,300円
13時から17時まで		3,690円	11,070円	47,990円
18時から21時まで		3,480円	10,450円	45,320円
9時から17時まで		6,460円	19,380円	83,980円

ボルダリング グウォール	13時から 21時まで	7,170円	21,530円	93,310円
	9時から 21時まで	9,940円	29,840円	129,310円
	9時から 12時まで	1,530円	4,610円	19,990円
	13時から 17時まで	2,050円	6,150円	26,660円
	18時から 21時まで	1,940円	5,840円	25,320円
	9時から 17時まで	3,580円	10,760円	46,650円
	13時から 21時まで	3,990円	11,990円	51,990円
	9時から 21時まで	5,530円	16,610円	71,980円

(3) 宿泊室

種類	単位	区分	料金(1人)
宿泊室(洋室)	1泊	一般	3,130円
		児童生徒	1,560円
宿泊室(和室)	1泊	一般	1,350円
		児童生徒	670円

(4) 附属施設

施設名	料金
会議室	1時間につき 460円
第1研修室	1時間につき 460円
第2研修室	1時間につき 360円
第3研修室	1時間につき 880円
第4研修室	1時間につき 990円
和室	1時間につき 670円
視聴覚室	1時間につき 940円

備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりである。

種別	単位	利用料金	備考	
得点表示盤	一式1回(1日)	2,500円	移動式	
放送設備	一式1回(1日)	3,130円		
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,130円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)	
	1平方メートル1回(1日)	6,270円	スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)	
掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,040円	長期継続使用の場合	
バレーボール用フロアコート	一式1回(1日)	67,000円		
テニス用フロアコート	一式1回(1日)	40,030円		
バドミントン用フロアコート	一式1回(1日)	15,990円		
いす	1脚1回(1日)	120円	観客用折りたたみいす	
フロアシート	1枚1回(1日)	810円		
コインロッカー	1回	50円		

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

区 分	利用料金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

- 4 占用使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 5 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 6 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占用使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 9 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 10 メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第6条第2項及び久留米市と福岡県との間の久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備に係る事務の委託に関する規約の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央

公園内体育施設等の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年3月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等
- 2 位置
久留米市東櫛原町170-1
- 3 利用料金の承認年月日
平成30年3月30日
- 4 利用料金
(1) 陸上競技場

区 分		4時間以内	4時間を超えて 8時間以内	超過1時間ごと	
競技場	占用使用	入場料を徴収しない場合 児童生徒	3,280円	6,450円	850円
		一般	8,150円	16,190円	2,030円
		入場料を徴収する場合	32,390円	64,780円	6,450円
	個人使用	児童生徒	単券	40円	400円
一般		50円		500円	
附属施設	会議室	1時間につき		150円	
	合宿所	児童生徒	1泊	1人	320円
		一般		1人	480円
浴室	1回			810円	

(2) 補助競技場

区 分		4 時間以内	4 時間を超えて 8 時間以内	超過 1 時間ごと
競技場	占用使用	児童 生徒	850円	210円
		一般	3,280円	810円
個人使用		児童 生徒	無料	
		一般	無料	

(3) 体育館

区 分		午前9時から 正午まで	午後0時30分から 午後2時30分まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後7時30分まで	午後8時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	平日 全面 6,280円	4,180円	4,180円	5,230円	2,610円	14,640円	8,360円	7,840円	16,200円	22,480円
		土・日・休日	全面 7,530円	5,020円	5,020円	6,270円	3,130円	17,570円	10,040円	9,400円	19,440円	26,970円
		その他の場合	平日 全面 31,400円	20,920円	20,920円	26,150円	13,070円	73,240円	41,840円	39,220円	81,060円	112,460円
		土・日・休日	全面 37,680円	25,110円	25,110円	31,380円	15,690円	87,900円	50,220円	47,070円	97,290円	134,970円
		アマチュアスポーツのために利用する場合	平日 全面 18,840円	12,550円	12,550円	15,690円	7,840円	43,940円	25,100円	23,530円	48,630円	67,470円
		土・日・休日	全面 22,600円	15,060円	15,060円	18,820円	9,410円	52,720円	30,120円	28,230円	58,350円	80,950円
	入場料を徴収する場合	その他の場合	平日 全面 56,520円	33,480円	33,480円	39,220円	19,610円	123,480円	66,960円	58,830円	125,790円	182,310円
		土・日・休日	全面 75,360円	41,850円	41,850円	47,070円	23,530円	159,060円	83,700円	70,600円	154,900円	229,660円
		アマチュアスポーツのために利用する場合	平日 全面 1,910円	1,270円	1,270円	1,580円	790円	4,450円	2,540円	2,380円	4,920円	6,830円
		土・日・休日	全面 2,290円	1,530円	1,530円	1,910円	950円	5,350円	3,060円	2,860円	5,920円	8,210円
		その他の場合	平日 全面 9,550円	6,370円	6,370円	7,970円	3,980円	22,290円	12,740円	11,950円	24,690円	34,240円
		土・日・休日	全面 11,460円	7,650円	7,650円	9,570円	4,780円	26,760円	15,300円	14,350円	29,650円	41,110円

リーナ	入場料を徴収する場合	料金表													
		平日 全面	土・日・休日	5,730円	3,820円	3,820円	4,780円	2,390円	13,370円	7,640円	7,170円	14,810円	20,540円		
個人使用	2時間につき	児童生徒	1回	120円											
		回数券(11回)	1,200円												
個人使用	2時間につき	一般	1回	260円											
		回数券(11回)	2,600円												
附属施設	控室 (兼健康・体力相談室)	1時間につき	100円												
	控室 (兼体力測定室)	1時間につき	180円												
	控室 (兼会議室)	1時間につき	180円												
	談話室	1時間につき	130円												
	研修室	1時間につき	540円												
	大研修室	1時間につき	1,890円												
	トレーニング室	2時間につき	児童生徒	1回	200円										
			回数券(11回)	2,000円											
			1ヶ月定期券	2,000円											
			一般	1回	380円										
回数券(11回)			3,800円												
1ヶ月定期券	4,000円														
シャワー室	1人	100円													

(4) テニスコート

区 分	金 額
占用使用 1 面	2 時間以内 480円

競技場	個人使用	児童生徒 2時間以内	単券	100円	(11枚) 回数券	1,000円
		一般 2時間以内		190円		1,900円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種類	設備・器具名	単位	利用料金
陸上競技場	放送設備	一式 1日	1,210円
	ロッカー	1回	20円
	湯沸し設備	1日	360円
	競技用器具	一式 1日	1,210円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円
	全自動電気計時装置	一式 1日	3,130円
テニスコート	放送設備	一式 1回	3,130円
	電光得点表示盤	一式 1回	2,500円
	30秒タイマー計	一式 1回	120円
	ファール回数表示器	一式 1回	120円
	タイムアウト要求器	一式 1回	120円

体育館	ショットクロック	一式 1回	120円
	ポジション表示器	一式 1回	120円
	オフィシャルテーブル	一式 1回	120円
	大響ブザー	一式 1回	120円
	スクリーン	一式 1回	600円
	プロジェクター	1台 1回	930円
	長机	1脚 1回	60円
	椅子	1脚 1回	30円
	演台	一式 1回	670円
	ポータブルステージ	1台 1回	200円
	フロアシート	1枚 1回	110円
	両面掲示板	1台 1回	110円
	つりバトン	1本 1回	280円
	バスケットボール	1面 1回	360円
ミニバスケットボール	1面 1回	240円	
バレーボール	1面 1回	240円	
ハンドボール	1面 1回	360円	
バドミントン	1面 1回	120円	
卓球	1台 1回	120円	
ソフトバレーボール	1面 1回	240円	
テニス	1面 1回	120円	
フットサル	1面 1回	360円	
器械体操用具	1種目 1回 (1セット)	120円	
テニスコート	放送設備	一式 1日	1,210円
	湯沸し設備	1日	360円
	競技用器具	一式 1日	1,210円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円

- 5 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に、メインアリーナは200を、サブアリーナは10を、その他の施設は100を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額とする。
- 6 利用者が体育館を占有使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。
- 7 メインアリーナは、2分の1、3分の1又は4分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1とする。
- 8 サブアリーナは、2分の1面積で、大研修室は、3分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、サブアリーナは、当該使用区分の額の2分の1、大研修室は、当該使用区分の額の3分の1とする。

区 分	利用料金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

(5) 野球場

区 分		9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 21時まで
野 球 場	入場料を徴収しない場合	児童・生徒の場合 1,020円	1,020円	1,020円	1,020円
		一般の場合 2,570円	2,570円	2,570円	2,570円
	職業野球の場合	1時間につき (以後1時間を単位として同額を加算) 10,280円			
附 属 施 設	入場料を徴収する場合	児童・生徒の場合 最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分
		一般の場合 最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分
	職業野球の場合	最高入場料の200人分に108,000円を加算した額			
	会 議 室	1時間につき (以後、1時間を単位として同額を加算)			410円
	放 送 設 備	1日1回につき			1,020円
	ス コ ア ボ ー ド	30分につき (以後30分を単位として同額を加算)			610円

照 明 設 備	30分につき (以後30分を単位として同額を加算)	3,240円
冷 暖 房 設 備	1時間につき 1室 (以後、1時間を単位として同額を加算)	100円
温 水 シ ャ ワ ー 設 備	5分につき 1機	100円

(6) 武道場及び弓道場

区 分		使用料	
武 道 場	畳敷き武道場又は板張り武道場	全面使用 入場料を徴収しない場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 3,200円
		全面使用 入場料を徴収する場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 9,600円
	半面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 1,600円
		入場料を徴収する場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 4,800円
	1/4面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 800円
		入場料を徴収する場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 2,400円
	個人利用		2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 200円
	控室(1室につき)		1時間につき (以後1時間を単位として同額を加算) 200円
	温水シャワー設備(1機につき)		5分につき 100円
	弓 道 場	専用使用	全面使用
主道場			2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 1,200円
遠的練習場			2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 300円
個人利用		2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算) 200円	

(7) 補助競技場及びテニスコートの照明設備

区 分		使 用 料	
補助競技場	照明設備	全面使用	2時間以内 5,400円
		半面使用	2時間以内 3,240円
テニスコート	照明設備	専用使用 (1面につき)	2時間以内 850円
		個人利用 (1人につき)	2時間以内 200円

教育委員会

福岡県教育委員会告示第10号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年3月福岡県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日以後に合否又は結果を発表する試験又は選考から適用する。

平成30年3月30日

福岡県教育委員会

1の表中「総務部総務課」を「教育総務部総務企画課」に、「教育企画部」を「教育総務部」に改め、「（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）」を削る。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成30年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,698

福岡県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成30年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,360

福岡県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成30年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,474
北九州市小倉北区	50,607
北九州市小倉南区	58,726
北九州市若松区	23,184
北九州市八幡東区	19,334
北九州市八幡西区	70,733
北九州市戸畑区	16,505
福岡市東区	82,003
福岡市博多区	63,251

福岡市中央区	52,361
福岡市南区	70,553
福岡市城南区	34,292
福岡市早良区	58,686
福岡市西区	55,585
大牟田市	33,346
久留米市	83,763
直方市	15,911
飯塚市・嘉穂郡	39,919
田川市	13,512
柳川市	18,940
八女市・八女郡	23,726
筑後市	13,415
大川市・三潞郡	13,877
行橋市	20,268
中間市	12,179
小郡市・三井郡	20,387
筑紫野市	28,298
春日市	30,383
大野城市	27,007
宗像市	26,842
太宰府市	19,646
古賀市	16,032
福津市	17,182
うきは市	8,484
宮若市・鞍手郡	14,868
嘉麻市	11,156
朝倉市・朝倉郡	23,994
みやま市	10,882
糸島市	27,788

筑紫郡	13,370
糟屋郡	60,973
遠賀郡	26,392
田川郡	22,473
京都郡	15,670
築上郡・豊前市	16,661

公安委員会

福岡県公安委員会告示第82号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成30年3月30日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成30年5月17日（木）から同年5月25日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成30年5月22日（火）から同年5月25日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成30年4月16日（月）から同年4月18日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは

販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第83号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成30年3月30日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成30年7月3日（火）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成30年7月4日（水）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成30年5月28日（月）から同年5月30日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第87号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年3月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成30年5月30日（水） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第88号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年3月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署

平成30年5月9日(水) 午後1時30分～午後4時30分	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成30年5月18日(金) 午後1時30分～午後4時30分	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成30年5月23日(水) 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署
平成30年5月30日(水) 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第89号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成30年3月30日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
---	---	---	---	------	--------

平成30年6月7日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成30年6月14日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
平成30年6月21日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
平成30年6月7日(木) 午前9時00分～午後5時00分		筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場		大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第90号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成30年3月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成30年5月3日（木）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成30年3月30日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 開催日時

平成30年4月25日（水）14時00分

2 開催場所

福岡市中央区舞鶴二丁目4番19号 福岡県水産会館

3 案 件

筑前海区における区画漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

- 漁業権者
- 入漁権者
- 漁業権漁業の経営者
- 漁業協同組合関係者
- その他利害関係者

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成30年3月30日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 開催日時

平成30年4月24日（火）14時00分

2 開催場所

柳川市三橋町高畑271番地 福岡県有明海水産会館

3 案件

- (1) 農林水産大臣管轄漁場における区画漁業の漁場計画について
- (2) 福岡県有明海区における区画漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2255回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2255回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成30年4月1日から
平成30年4月17日まで
- 6 抽せん日 平成30年4月19日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年4月24日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	7,770,000円	1本
2 等	200,000円	75本
3 等	20,000円	1,000本
4 等	5,000円	7,500本
5 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2256回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2256回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年4月1日から

平成30年4月17日まで

6 当せん金支払開始日 平成30年4月1日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	2,000円	11,250本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2257回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2257回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円

150万通

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成30年4月18日から
平成30年5月1日まで

6 当せん金支払開始日 平成30年4月18日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	3,000,000円	6本
2 等	50,000円	300本
3 等	10,000円	1,500本
4 等	3,000円	9,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2258回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2258回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年5月2日から
平成30年5月22日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年5月2日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	20本
2等	100,000円	200本
3等	10,000円	3,000本
4等	2,000円	15,000本
5等	1,000円	40,000本
6等	200円	200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2259回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2259回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成30年5月16日から
平成30年5月29日まで
- 6 抽せん日 平成30年5月31日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年6月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	15,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	19本
2等	200,000円	60本
3等	10,000円	800本
4等	1,000円	20,000本
5等	100円	200,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2260回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2260回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年5月23日から
平成30年6月12日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年5月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	6本
2 等	50,000円	300本
3 等	10,000円	1,500本
4 等	3,000円	9,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2261回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2261回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年5月30日から
平成30年6月12日まで
- 6 抽せん日 平成30年6月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年6月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	40,000,000円	1本
前後賞	5,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	19本
2 等	300,000円	40本
3 等	30,000円	1,000本
4 等	200円	200,000本

幸運のクーちゃん賞	10,000円	4,000本
-----------	---------	--------

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2262回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2262回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成30年6月13日から
平成30年6月26日まで
- 6 抽せん日 平成30年6月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年7月3日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	2本

前後賞	2,500,000円	4本
組違い賞	100,000円	68本
2等	200,000円	70本
3等	30,000円	1,050本
4等	5,000円	7,000本
5等	100円	350,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2263回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2263回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年6月13日から
平成30年7月3日まで

6 当せん金支払開始日 平成30年6月13日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	2,000円	11,250本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2264回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2264回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
10万通 25組

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成30年6月27日から
平成30年7月10日まで

6 抽 せ ん 日 平成30年7月12日

7 当せん金支払開始日 平成30年7月17日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	40,000,000円	1本
前 後 賞	5,000,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	24本
2 等	250,000円	75本
3 等	30,000円	1,000本
4 等	200円	250,000本
幸運の女神賞	10,000円	7,500本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2265回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2265回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
 3 発売総額及び通数 300,000,000円
 150万通
 4 証票金額 1枚 200円
 5 発売期間 平成30年7月4日から
 平成30年7月17日まで
 6 当せん金支払開始日 平成30年7月4日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	6本
2等	50,000円	300本
3等	10,000円	1,500本
4等	3,000円	9,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2266回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2266回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
 3 発売総額及び通数 400,000,000円
 200万通
 4 証票金額 1枚 200円
 5 発売期間 平成30年7月18日から
 平成30年8月7日まで
 6 当せん金支払開始日 平成30年7月18日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	20本
2等	100,000円	200本
3等	10,000円	2,000本
4等	2,000円	20,000本
5等	1,000円	40,000本
6等	200円	200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2267回西

日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2267回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成30年8月8日から
平成30年8月21日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成30年8月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年8月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
組 違 い 賞	100,000円	24本
2 等	250,000円	75本
3 等	30,000円	1,000本
4 等	2,000円	10,000本
5 等	100円	250,000本

9 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2268回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2268回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成30年8月15日から
平成30年8月28日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年8月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	10本
2 等	100,000円	100本
3 等	10,000円	1,500本
4 等	2,000円	7,500本
5 等	1,000円	20,000本
6 等	200円	100,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2269回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2269回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年8月29日から
平成30年9月18日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年8月29日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	6本
2 等	50,000円	300本
3 等	10,000円	1,500本
4 等	3,000円	9,000本

5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2270回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2270回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成30年9月5日から
平成30年9月18日まで
- 6 抽せん日 平成30年9月20日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年9月25日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	7,000,000円	1 本
2 等	300,000円	25本
3 等	20,000円	1,250本
4 等	4,000円	10,000本
5 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2271回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2271回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成30年9月19日から
平成30年10月2日まで

6 抽 せ ん 日 平成30年10月4日

7 当せん金支払開始日 平成30年10月9日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	40,000,000円	1 本
前 後 賞	5,000,000円	2 本
組 違 い 賞	100,000円	29本
2 等	300,000円	90本
3 等	25,000円	1,200本
4 等	200円	300,000本
十 五 夜 賞	7,000円	12,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2272回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2272回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成30年9月19日から
平成30年10月9日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年9月19日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	2,000円	11,250本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。